

## 2023年度研究行事概要報告

(報告者の所属等は行事開催時点)

### 第62回公開講座

**開催日** 2023年5月24日(水)  
16:00~17:30

**場 所** 児島惟謙館1階 第1会議室  
及びZOOM ミーティング

**報告者・テーマ**  
北野 通世 (山形大学名誉教授)  
「医療保護入院制度の現状と今後」

**司 会**  
飯島 暢 (法学部教授、研究所長)

**参加者** 31名

第62回公開講座として、山形大学名誉教授である北野通世氏に「医療保護入院制度の現状と今後」というタイトルでご講演いただいた。我が国の精神保健福祉法は、その33条において非自発的入院の一形態として医療保護入院を規定する。この医療保護入院は医療及び保護の必要性を要件として、家族が同意した場合に強制的な入院を認めるものである。精神科の入院者数の半数以上はこの医療保護入院によるものであり、精神科病院における病床数の多さと相まって、この医療保護入院は人権侵害の可能性の懸念を常に孕みな

がら、日本における精神医療体制の特異性を表すものとなっている。

本講演では、まず医療保護入院の要件と問題点につき言及がなされ、強制入院にもかかわらず、経費は患者本人が負担すること、医療保護入院の法的性質は第三者のためにする有償の準委任契約であるとする立場と医療契約という観点から代理権の認定または事務管理であるとする立場が主張されていること、強制入院の主体が民間人である精神科病院の管理者であること、家族による同意の撤回は認められていないこと等の問題点が呈示された。このような世界に類をみない特異な制度である医療保護入院（韓国では同様の制度に対して憲法裁判所によって違憲判決がだされている）に対して、本講演では、医療保護入院のあるべき姿が探求され、医療保護入院期間を6ヶ月以下と定め、更新制度を導入する精神保健福祉法の令和4年改正を一定程度評価しながらも、入院期間を少なくとも3ヶ月に短縮し、更新の要件を厳格化すべき旨の提言がなされた。

また現状の審査機関である精神医療審査会が機能不全に陥っている問題点について指摘がなされ、機能回復のた

めの提案がなされた。具体的には、非医療委員の関与の拡大を図るとともに、運用における医療保護入院の要件の明確化を図り、非医療委員の判断が生かされるようにするべきとされた。

講演後、対面参加者及びオンライン参加者から複数の重要な質問がなされ、活発な質疑応答が行われた。

---

---

### 第63回公開講座

**開催日** 2024年2月10日(土)

14:00~17:30

**場所** 児島惟謙館1階 第1会議室

**報告者・テーマ**

五十嵐 元道 (政策創造学部教授)

「戦争とデータを考える」

**討 論**

土井 翔平 (北海道大学大学院法学  
研究科准教授)

赤星 聖 (神戸大学大学院国際協力  
研究科准教授)

**参加者** 22名

第63回公開講座「戦争とデータを考える」では、報告者として関西大学の五十嵐元道氏、討論者として北海道大学の土井翔平氏および神戸大学の赤星聖氏を迎え、国際政治学におけるデータの生成プロセスとリアリティの記述

のしかたについて議論してもらった。とりわけ文民の戦死者数に関するデータはセンセーショナルな議論を巻き起こすことも多く、戦争という政治の極限事例において、データがどのように生成されるかについて批判的に検討することは現在のアクチュアルな課題となっている。議論の土台となるのは五十嵐氏の近刊『戦争とデータ——死者はいかに数値となったか』であり、この本は大佛次郎論壇賞を受賞している。

五十嵐氏の報告は、国際政治に関するデータが本来的には不確定なものであることを前提に、現在では戦争における死者数などのデータは国際組織や国際NGOなどのネットワークなどによって公表されることが多いことを指摘する。そのうえで、主権国家や人道ネットワークなどのアクターがどのような意図に基づいてデータを収集・公表しているのかについて説明した。五十嵐氏は、国際政治におけるデータには国際的な規範と科学的なプロセスによって二重にフィルターにかけられているというモデルによって、各事例においてどのようにデータが数えられたのか、そしてその背景にどのような規範や科学的知見があったのかを示した。

これに対して、討論者の赤星氏は、五十嵐氏が示した人道ネットワークを直接的に分析する理論枠組みが国際政

治学において未発達であることを示しつつ、そのハブをどのように見つけることができるのかについて疑問を呈した。とりわけ、民間主体が人道ネットワークに多く参入しており、一見すると中心のないネットワークを形成している現在では、知識共同体のネットワークを分析することは困難である。またSNS時代、客観的で正しい統計データよりも、誰がそれを主張するのかという点が重要になってくるという指摘もなされた。

また、もうひとりの討論者である土井氏は、現代の国際政治学が多角的に実証的データを提供していることを示すことで、実証科学的なアプローチの有効性を紹介している。そのうえで、懐疑主義に陥ることなく科学的妥当性を担保した国際政治学の可能性を示した。

公開講座の後半には、フロアからの質問も多数寄せられ、戦争とデータという問題への関心の高さをうかがわせた。全体として、国際政治をめぐるさまざまなデータやエビデンスの創出や解釈において、科学的なリテラシーと批判的な問題意識の両者が必要であることが確認されたと言えるであろう。

---

---

## 第64回公開講座

**開催日** 2024年2月26日(月)

16:20~17:50

**場 所** 児島惟謙館1階 第1会議室  
及びZoomミーティング

### 報告者・テーマ

アン・スギル (韓国・明知大学法学部教授)

「韓国における贈収賄」

### コメント

山本 紘之 (大東文化大学法学部教授)

### 通 訳

玄 守道 (龍谷大学法学部教授)

### 司 会

佐川 友佳子 (法務研究科教授、研究員)

### 参加者 21名

韓国の刑法研究者であるアン教授に、韓国及びドイツの賄賂罪の規定についてご講演いただいた。韓国も日本と同様、ドイツの立法を参考に法制度を構築してきた経緯から、ドイツ・日本と共通の理論基盤を有しており、また、汚職問題について非常に積極的な法運用を行なっているため、参照に値する事例を多数有している。今回、アン教授には、特に将来の職務との関係では汚職はどのように捉えられている

かをメインテーマとしてお話しいただいた。その前提として韓国の贈収賄規定の保護法益や基本類型を確認し、賄賂罪の保護法益としては、従来、職務の不可買収性と純粋性と解釈するのが通説であったところ、近時、それを修正する動きが見られ、その背景には、通説のように理解した上で「職務関連性」を強調すれば、賄賂罪の成立範囲が狭くなりすぎるとの問題意識から、職務の公正性に対する社会の「信頼」までも賄賂罪の保護法益として認める必要があるとの理解がなされるようになったことが示された。そうした流れを受け、近年、韓国の大法院も同様に解する判断を示している。その上で、今回のメインテーマである「将来担当する職務」も賄賂罪にいう職務であるのか、という問いについて、具体的な事件と、それに対する裁判所の判断を含めて多数紹介され、特に、韓国で大きな議論を呼んだ「チン・ギョンジュンゲート」事件を詳細に紹介された。この事件はゲーム会社の会長が、長く友人関係にあった検事長に対し、「将来検察庁で自分の事件を扱うことになった場合」に、自らに有利な処分をするよう依頼し、金員を交付したという事案であるが、原審は職務関連性を否定して賄賂罪の成立を否定した。しかし控訴院はこれを肯定、さらに大法院では再度、賄賂罪の成立が否定されたこ

とから、非常に激しい議論が巻き起こり、最終的には、特別法である請託禁止法が成立する契機となったことなどが示された。また、ドイツにおける類似規定も紹介され、韓国法との相違について言及された。

講演後、大東文化大学の山本教授からはコメントとして「職務行為」との「対価性」について、日本法との比較などが示され、その上で、韓国では対価性をどのように認定しているか、また、講演中にあった「蓋然性」の意味の理解などにつき質問がなされた。その他の参加者からも多くの質問が出され、活発な議論が行われた。

---

---

## 第158回特別研究会

**開催日** 2023年6月1日(木)

14:00~17:30

**場所** 児島惟謙館1階 第1会議室  
及びZOOMミーティング

### 報告者・テーマ

デイヴィッド・アーミテイジ（ハーバード大学教授）

「オペラと国際法：モーツァルト「フィガロの結婚」と同時代の外交文化 “Opera and International Law: Mozart’s Marriage of Figaro and Contemporary Diplomatic

Culture?。」

## 討 論

半澤 朝彦（明治学院大学国際学部  
教授）

大田 美佐子（神戸大学大学院人間  
発達環境学研究科准教授）

## 司 会

安武 真隆（政策創造学部教授、研  
究員）

参加者 40名

政治思想史や政治理論研究における「国際論的転回」の提唱者であるハーバード大学のアーミテジ教授が、政治思想学会研究大会の国際シンポジウム（5月27日）に招聘されたことを契機に、音楽と国際関係という新しい問題設定をめぐる最新の研究成果を披露いただく機会として、今回の特別研究会は企画された（科学研究費による共同研究、基盤C「対外的脅威」の政治思想史の試み（21K01313）との共催）。アーミテジ教授は「モーツァルト「フィガロの結婚」と18世紀の外交文化」と題し、18世紀のオペラ文化と国際法・万民法との関連を探る報告を展開した。これに対して、討論者として『政治と音楽——国際関係を動かす“ソフトパワー”』（晃洋書房、2022年）を編纂された半澤朝彦氏（明治学院大学）と、『クルト・ヴァイルの世界：実験的オペラからミュージカルへ』（岩波書店、

2022年）を公刊された大田美佐子氏（神戸大学）から、報告内容についてのコメントを賜った。

アーミテジ教授は、従来、オペラと国際法・万民法との関係に踏み込んだ研究が少なかったことを踏まえ、18世紀の万民法の知識がモーツァルトの「フィガロの結婚」に対してどのように光を当てるのかを示そうとする。駐ロンドン大使として選ばれたスペインの伯爵の城という舞台には、国内法や地方自治体の法が国際法または万民法と交差・重複する、法的多元性の空間が存在し、異なる種類の法律間の境界線のせめぎ合いがあり（ex. 外交特権や封建的権利の使い分け）、それは同時代の観客にとっても馴染みのある光景であった。さらに外交とは本質的に演劇的なものと理解されており、オペラは、19世紀にナショナリズムが台頭して再構築が行われる前は、ヨーロッパ全土に共通の国際文化であった。その中で、演奏家や作曲家は、各地の宮廷を渡り歩く点で特使や大使と同様の役割を果たしていた。モーツァルトは複数の言語を解し閣僚や外交官たちと親しかつたし、劇作家ポーマルシェはスパイでもあり外交官でもあり、国内法と国際法の当時の用法にも精通していた。外交官であれ音楽家であれ、彼らの行動は、国内法の規定と同様に、国境を越えて貴族的な規範を共有するようにな

っていたが、フランス革命以後、かかる外交の世界は国民から乖離しているとの懸念も引き起こした。アーミテジ教授によれば、ボーマルシェとモーツァルトは、かかる環境を内側と外側から描くことで成功を取めたのである。

討論者の半澤氏からは『政治と音楽』や自らの個人的経験を手掛かりに、本報告が物語、社会的文脈や脚本に着目しているとした上で、オペラの音楽的側面を一層展開する方向でのコメントがなされた。特にグローバル・ヒストリーと（音楽を含む）ソフトパワーとの関係、「パワー」として音楽やドラマを独立変数として扱い、単なる私的趣味的なものにとどまらず（国民国家の伸長に伴い）多くの人々を巻き込んでいく公的社会的な側面に焦点が当てられた。他方でモーツァルトという音楽家が、貴族社会から市民社会への移行期に位置づけられる両義的な存在であり、大衆的な人気を博し「ロマン主義」的で人間の情念を扱う音楽であったがゆえに私的な側面も大きく、「女性的」な作曲家としての表象（第二次大戦前までは否定的な含意）を得たといった点も示唆された。諸国民の法に関連する論点としては、外交特権を貴族的特権と捉える視点の今日的意義、音楽家が外交官に準じた役割を果たした点について、モーツァルト以外の事例（ゼレンスキー大統領など）との比較の可

能性、イギリス・ロンドンの非公式な帝国が音楽と政治において果たした役割などが指摘された。

さらに大田氏からは、音楽文化におけるトランスナショナルな状況に着目する観点から、第一にオペラには国際性と地域性という二つの側面があるが、『フィガロの結婚』は、原作はフランス語で書かれイタリア語で歌われ、登場人物はスペイン出身で、作曲家はオーストリア人、という風にさまざまな国際的要素を含んでいる。外国文化を学び、世界的な問題に対する認識を深めるツールとしてオペラが機能していた点で、19世紀以降から第二次大戦前までの国民的オペラとは対照をなす。第二にオペラにおけるモーツァルト作品が持つ音楽性を20世紀の作曲家が自分のものとして受け止め強く影響を受けたこと、第三に『フィガロの結婚』の登場人物の間の関係性を、国際法との関連で考察すると、三つの社会的立場に分類でき、結婚問題や寛容な愛だけでなく、階級間の対立もこの作品のテーマであったとの指摘がなされた。

---

### 第159回特別研究会

開催日 2023年6月20日(火)  
16:00~18:00

**場 所** 児島惟謙館1階 第1会議室  
及び ZOOM ミーティング

**報告者・テーマ**

アルント・ジン（オスナブリュック  
大学法学部教授）

「ドイツにおける保安監置の構想」

**司 会**

飯島 暢（法学部教授、研究所長）

**参加者** 23名

第159回特別研究会では、ドイツ・オスナブリュック大学法学部教授のアルント・ジン氏に「ドイツにおける保安監置の構想」というテーマでご講演いただいた。ドイツでは制裁の二元主義がとられており、刑罰と並んで保安改善処分が存在する。保安監置はこの保安改善処分の一つであり、ドイツ刑法66条以下に規定されている。保安監置では、責任能力を有する犯罪者に対して、その自由刑の執行が終了した後においても、その者の公共に対する危険性を理由にして、理論上は無期限の自由剥奪を科すことが可能である。死刑が廃止されているドイツにおいては、この保安監置は最も過酷な刑事制裁であり、厳格な要件の遵守の下で運用されることが求められている。

本講演では、まずドイツ刑法66条における極めて複雑な諸条件の解説がなされ、条文上列挙されている原因犯罪行為に対する一定の重さ以上の刑の言

い渡しの有無、事前の犯罪行為に基づく一定の重さ以上の刑の言い渡し有無、事前の刑の執行の有無、実質的要件である「習癖（Hang）」に基づく公共に対する危険性の有無の組み合わせ等からなる総合的な判断に基づいて、保安監置の命令が発動する旨が説明された。また、習癖に基づく公共に対する危険性を裁判官が判断する際の鑑定人の役割についても言及がなされた。

ドイツにおける保安監置制度に対しては、ドイツ連邦憲法裁判所が2011年5月4日付けの判決で違憲判決を下しており、憲法適合的に同制度を改革するための7つの観点が示されていた。本講演の最後に、これら7つの観点についての解説がなされ、現在のドイツの保安監置制度については、これらの観点を配慮して改革がなされた旨が述べられたが、保安監置制度は、不明確さから逃れることのできない危険性判断に基づいて、対象者を社会から排除する過酷な制度であり、その対象者には「特別犠牲」が課せられることから、あくまでも限られた範囲においてのみ運用されなければならない点が強調された。

講演後、ドイツにおける保安監置を日本における死刑制度の廃止に向けた代替案とすることの是非、危険性判断において誤った評価がなされる頻度、保安監置施設において将来への希望を

失わないように動機付を行う手法の具体例、既に行刑段階で呈示される治療的な働きかけの意義等について活発な質疑応答が行われた。

---

---

## 第160回特別研究会

**開催日** 2023年8月25日(金)

14:00~17:00

**場所** 児島惟謙館1階 第1会議室

**報告者・テーマ**

横山 智哉 (学習院大学法学部教授)

「政治の話」とデモクラシーをめぐる理論的・実証的研究の最前線」

**討論**

田村 哲樹 (名古屋大学法学部教授)

秦 正樹 (京都府立大学公共政策学部准教授)

**司会**

西山 真司 (政策創造学部准教授、研究員)

**参加者** 24名

第160回特別研究会「『政治の話』とデモクラシーをめぐる理論的・実証的研究の最前線」では、学習院大学の横山智哉氏を報告者に迎え、本年の3月

に出版されたばかりの著書(『政治の話』とデモクラシー——規範的効果の実証分析』有斐閣)をベースに、政治をめぐる日常的な会話とデモクラシーとの関係について報告をしてもらった。横山氏の報告の趣旨は、1. 政治の話はタブーであるという一般的な理解とは異なり、人びとは日常的な場面であり政治についての話をしているということ、2. また親密な他者との政治的な会話によって政治に対する心理的な距離が縮まり、それによってデモクラシーへの参加が促進される可能性があるということ、3. ミニ・パブリックにおける政治的議論は人びとの知識だけでなく異なる意見への寛容性を高めるが、その効果はあまり持続しないこと、とまとめられる。今回の報告で横山氏は、規範的な議論が先行しがちなデモクラシーと「政治の話」との関係について、経験的に集められたデータや実験の知見も踏まえて効果を検証することの意義を強調した。

これに対して、討論者を務めたのが、名古屋大学の田村哲樹氏と京都府立大学の秦正樹氏である。田村氏は、規範的な熟議デモクラシーの観点から、規範的な理論と経験的な知見の接合の重要性を説きつつ、親密圏では「政治の話」はできても、むしろ人たちの潜在的紛争を惹起する可能性のある話は困難になるのではないか、という疑問



を投げかけた。また秦氏は、横山氏の議論を補強するためにはどのような実験デザインがあり得るのかについて示唆的なコメントをした。

フロアからの質問も活発で途切れることなく、「政治の話」とデモクラシーをめぐる論点への関心の高さを窺わせた。今回の特別研究会全体としては、規範的な理論研究と実証的な分析を組み合わせることによって、政治と日常生活のインターフェースにあるデモクラシーについて、さらなる発展的な研究が可能になることが確認されたと結論できる。

---

---

### 第161回特別研究会

**開催日** 2023年9月1日(金)

14:00~17:00

**場 所** 児島惟謙館1階 第1会議室  
及び ZOOM ミーティング

**報告者・テーマ**

松生 光正 (九州大学名誉教授)

「刑法における帰属の体系」

**討論者**

川口 浩一 (明治大学法学部教授)

森永 真綱 (甲南大学法学部准教授)

葛原 力三 (法学部教授、研究員)

**司 会**

飯島 暢 (法学部教授、研究所長)

**参加者** 40名

第161回特別研究会では、九州大学名誉教授の松生光正氏に「刑法における帰属の体系」というテーマでご講演いただいた。講演の内容は、帰属という観点に基づいて、現在の通説である3段階の犯罪論体系を新たに再構成することを試みる極めて野心的且つ革新的なものであった。松生理論の核となる方法論が、従来の「常識とされる」見解と対比しながら、様々な方向性から論じられた。挙げうる項目としては、因果論と帰属論の関係、規範論的視点の分析であり、特に行為規範に焦点が当てられて、この行為規範の体系として犯罪論の体系を帰属の体系として再構成すべき旨が強調された。更に個別の問題に関する帰結として、刑罰論、正当防衛・緊急避難・自力救済における正当化の問題、故意・過失に関わる主観的帰属の問題 (特に分析哲学に基づく志向性の意義が強調される)、責任、未遂、共犯について詳細な叙述がなされた。

松生報告を受けて、まず川口浩一氏より、ドイツにおける行為論の最近の議論から、志向的行為論の意義が紹介され、規範的な考察の必要性から松生報告の内容への接続がなされた。次に

森永真綱氏より、松生説が具体的な事例（トランク追突死事例、大阪南港事件）をどのような解決するのか、法益保護理論に対する賛否、実行の着手について形式的客観説をとることにより、最近のカードすり替え型窃盗に関する判例をどのように解するのかといった点について質問がなされた。最後に葛原力三氏より、これまでの共犯論に関する松生論文を全て読み返した上で、遡及禁止論を採用することから生じる諸問題、幫助のみを基礎付ける犯罪阻止義務の是非、中義勝説との異同といった具体的な共犯論上の論点について質問がなされた。

その後、総合討論となり、上記3名の討論者からの質問に対して松生氏からの回答がまずなされた上で、そこから更に派生する諸問題について、会場及びオンライン参加者から質問がなされ、極めて活発な議論が展開された。

---

---

## 第162回特別研究会

**開催日** 2023年11月9日(木)  
16:20~17:50

**場 所** 児島惟謙館1階 第1会議室  
及びZOOMミーティング

**報告者・テーマ**  
エミル・プウィヴァチェフスキー

(ポーランド・ピアウイストク大学  
教授)

「ポーランドと日本間における刑法  
学界の学術交流(1974-2023)」

### 通 訳

山中 純子(東海大学法学部講師)

### 司 会

飯島 暢(法学部教授、研究所長)

**参加者** 24名

第162回特別研究会では、ポーランド・ピアウイストク大学教授であるエミル・プウィヴァチェフスキー教授にポーランドと日本との間での刑法学を中心とした学術交流の経緯についてご講演いただいた。まずポーランドと日本との間での学術交流に関わった先駆者として中山研一教授、山中敬一教授、横山實教授の3名が挙げられ、各々が果たした交流への寄与について詳細な紹介がなされた。次に、ケルン大学の犯罪学研究所と同研究所がポーランドと日本の刑法学者の交流の発展のために果たした重要な役割について言及がなされた。更に、1990年から2000年にかけてのポーランド・日本間の学術交流の現状が紹介され、特にご自身の日本への初訪問(1996年)とそれに伴う日本の刑法学者との交流について言及がなされた。次に、アレクサンダー・フォン・フンボルト奨学生によるドイツ・日本・ポーランドの刑法

コロキアムが2回にわたり（第1回目が1997年の開催、第2回目が1999年の開催）開催されたこと、このコロキアムと並行してジャウイストク犯罪学研究会から国際的な出版物の刊行がスタートしたことが紹介された。更に、1990年から2000年にかけての日本とポーランドの刑法学者が参加したその他の行事が列挙的に挙げられ、その際の両国の刑法学者同士の交流が描写された。最後に21世紀におけるポーランドと日本の学術交流として、上記のドイツ・日本・ポーランド間での刑法コロキアムが更に進化を遂げ、トルコの学者を加わった旨が紹介され、日本とポーランド間についても先述の先駆者の内の2名である山中敬一教授と横山實教授が中心的な役割を果たしながら更なる発展がなされたことが指摘された。また上述の刊行物の第9巻としてご自分の古希祝賀論文集が公刊され、そこに多数の日本の刑法学者が寄稿した旨が述べられた。

本講演は、多数の著名な日本人刑法学者がどのようにポーランドの刑法学者と交流し、相互に影響を与えながら両国の刑法学の発展に寄与してきたのかを示すものであり、多数の写真を示すことにより聴衆の記憶を喚起し、深い感銘を与えるものであった。また、本講演は、来年に公刊が予定されている著書『日本における犯罪とそのコン

トロール』の要約とも言えるものであった。両国における刑法学の更なる発展のためにも同書の出版が待ち望まれる次第である。

---

---

### 第163回特別研究会

**開催日** 2023年12月6日(水)

16:20～17:50

**場所** 児島惟謙館1階 第1会議室  
及びZOOMミーティング

**報告者・テーマ**

エディシャー・プトカラジェ（ジョージア・ソクミ大学教授）  
「多文化社会における刑法」

**通訳**

葛原 力三（法学部教授、研究員）

**司会**

飯島 暢（法学部教授、研究所長）

**参加者** 14名

第163回特別研究会では、ジョージア・ソクミ大学教授であるエディシャー・プトカラジェ教授に「多文化社会における刑法」というテーマでご講演いただいた。まず、ドイツ・アメリカ等の多くの国々で研究されてきた同教授からしても、関西大学の図書館に所蔵されている文献の多さには目を見張るものがあり、本学が素晴らしい研究

環境に恵まれていることへの賞賛の言葉があり、本学での滞在中での研究成果として日本刑法に関する著作を母国で執筆される旨を宣言されていた。本講演の重点は、現代社会においては様々な宗教や文化が融合しているため、多文化化という現象が見受けられ、これにより多文化主義、他者の価値観や考え方と一致しない個人の信条の多様性が生じるため、紛争に至り、そこから刑事犯罪に発展することによどのように対処するかにある。そこで、まずは文化、宗教という概念に遡りながら、特にいわゆる信教の自由という憲法上の保障を背景にして、宗教的確信に基づく犯罪行為がどのように刑法上扱われるべきなのかが詳細に述べられた。その際に素材とされたのは、ドイツ基本法上の憲法的議論であり、更にはドイツ刑法における緊急避難に関する議論、及び確信犯・良心犯に関する議論

であった。

本講演は、プトカラジェ教授が用意していた原稿（100頁にも及ぶ！）の極々一部にすぎず、その遠大な構想の導入部でしかない。その点が大変残念ではあったが、ジョージアという東西の文化が交錯し、まさに多文化主義を顕現する国家の刑事法研究者による種々の問題点の指摘は極めて斬新であり、日本における宗教的な背景をもつ犯罪を考察する上でも大変有意義であった。また質疑応答においては、エホバの証人の信者による輸血拒否問題についての質問がなされ、プトカラジェ教授により、ジョージア国内における同問題についての現状が説明された。本研究会の対面参加者は遺憾ながら大変少なかった。しかし、少数の参加者間での極めて濃密な質疑応答、議論の応酬が見られ、研究会そのものとしては大成功であった。

---

## 2023年度研究活動報告

---

(研究員の所属等は2023年5月1日現在)

### ● インターフェース政治研究班

---

**研究課題** 多様な社会領域とのインターフェースにおける政治・行政実践の分析

#### 研究員と研究分担

主 幹	西山 真司 (政策創造学部准教授)
	エスノメソドロジーによる第一線公務員論
研 究 員	安武 真隆 (政策創造学部教授)
	政治思想史から見た代議制——社会領域の包摂について
研 究 員	梶原 晶 (政策創造学部准教授)
	計量分析および定性分析による現代日本政治分析
研 究 員	宋 財沄 (総合情報学部准教授)
	サーヴェイ実験による政治意識研究
委嘱研究員	西山 溪 (開智国際大学専任講師)
	フィールドワークによる熟議民主主義実践論

#### 研究活動概要

主幹の西山は、政治と社会のインターフェースに関する理論的研究を主におこなった。具体的には、人びとが政治経験をする際のキーワードとなる「心」や「言葉」というものが既存の政治学研究においてどのように扱われてきたのかをサーヴェイした。前者の「心」の概念については、1920年代のアメリカ政治学の泰斗として有名なC・メリアムが、行動論政治学の導入に際してどのように当時の心理学的知見を取り入れたのかを学説史的にきざら

にした。この研究成果については、2023年度の日本政治学会において報告しており、活字にした原稿はすでに『ノモス』に投稿済みである。また、後者の「言葉」については、熟議デモクラシー論を土台にしつつ、動物行動学、言語学、哲学の知見を取り入れたサーヴェイ研究をおこなった。こちらの成果についてもすでに論文として発表している。

研究員の安武は、政治思想史の研究手法の観点から、社会のさまざまな領域との接触平面（インターフェース）

のうち、代表・選挙・抽選といった問題群に焦点を当て、その先駆的研究として Bernard Manin の代議制論を検討してきた（継続中、その成果は、次年度にも公刊される見通し）。それと並行して、かかる問題領域に対して、実験手法やフィールドワークなど他のディシプリンで用いられてきた方法論を積極的に採用する新しい政治学の試みとの接合の可否について検討すべく、政治思想史の方法とは異なる研究スタイルの報告・研究会、文献などに接することで、問題関心の重複の度合いや研究手法の異同を確認してきた（本年度について具体的には、9月15-17日の東京出張における、政治研究者フォーラム（中央大学）、日本政治学会（明治大学）への参加、研究班主催の合評会など）。

研究員の梶原は、政治を社会領域とのインターフェースとして捉える観点から、政治的消費に注目した。政治的消費は市民が消費行動のうちに何らかの政治的意図や主張を込めるものである。これらは従来私的な行動として把握され、その公的側面の検討は不十分であった。そこで昨今の応援消費やふるさと納税の流行に鑑みて、それらを政治的消費行動として把握し、その規定要因について試論的な計量分析を行い論文として公表した。研究は実証面のみならず、理論的な整理を必要とし

ている。今年度は、当班での研究会の他に、国内学会、国際学会への参加と関連研究者との議論を通じて理論的検討を進めた。

研究員の宋は「情報と選好」に焦点を当て、有権者が接触する様々な政治・経済的情報がいかに選好を形成するかを主に実験アプローチを用いて明らかにしてきた。また、実験アプローチから単純な処置効果を推定することに留まらず、様々な試みを行った。たとえば Uji et al. (2023a) では GIS データを融合し、情報が与える処置効果の地理的（不）均一性を検証し、宋 (2024b) では処置効果でなく、現実（有権者の心理）を描写するために実験を用いた。また、近年急速に広まっているコンジョイント分析が持つ限界（属性の重要度が評価できない点）を克服するために、新たな形のコンジョイント実験を設計し、現在も研究を続けている。

委嘱研究員の西山溪は、学校と社会運動という2つの空間に着目し、そこでの若者の政治経験を明らかにすることを試みた。関東・関西のいくつかの学校で実践を行ったほか、京都の高校・大学生によって組織される気候アクティヴィスト Fridays For Future Kyoto のエスノグラフィ調査のフォローアップを行った。若者を「将来の政治参加のために準備する者」ではなく、ミクロのレベルで日常的に政治を経験する

者として位置付けながら、「若者と政治」の新たな像を描き出そうと試みている。なお、2023年度はとくに認識的不正義と呼ばれる哲学の視点から、学校や社会運動における若者と大人の構造的不平等を明らかにすることに注力をした。

## 研究所行事の記録

### 1. 2023年6月1日(木)

第158回 特別研究会 【参加者40名】

講 演：デイヴィッド・アーミテイジ  
(ハーバード大学教授)「国際法とオペラ」

討 論：半澤 朝彦(明治学院大学国際学部教授)  
大田 美佐子(神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授)

司 会：安武 真隆

### 2. 2023年8月25日(金)

第160回 特別研究会 【参加者24名】

講 演：横山 智哉(学習院大学法学部教授)「政治の話」とデモクラシーをめぐる理論的・実証的研究の最前線」

討 論：田村 哲樹(名古屋大学法学部教授)  
秦 正樹(京都府立大学公共政策学部准教授)

司 会：西山 真司

### 3. 2023年9月30日(土)

第79回総合研究会 【参加者14名】

西山 真司「日常的な実践を通じた政治経験の有効性」

### 4. 2024年2月10日(土)

第63回 公開講座 【参加者22名】

講 演：五十嵐 元道(政策創造学部教授)「戦争とデータを考える」

討 論：土井 翔平(北海道大学大学院法学研究科准教授)

赤星 聖(神戸大学大学院国際協力研究科准教授)

### 5. 2024年3月9日(土)

第80回総合研究会 【参加者13名】

梶原 晶「日本における政治的消費の現状について」

## 研究会の記録

主として法学研究所の共同研究室、およびZoomを用いたオンラインミーティングで随時アイデアや情報の交換をおこなった。

## 国内出張の記録

1. 京都市内での若者の政治参加に関するフィールドワーク

日 程：2023年5月26日(金)～27日(土)

出張者：西山 溪

出張先：京都市内

2. 京都市内での若者の政治参加に関するフィールドワークおよびイベント登壇

日程：2023年7月20日(木)～22日(土)

出張者：西山 溪

出張先：京都市内

3. 2023年度日本政治学会研究大会への参加および報告

日程：2023年9月16日(土)～17日(日)

出張者：西山 真司

出張先：明治大学駿河台キャンパス

4. 政治研究者フォーラム・日本政治学会への参加および研究者との意見交換

日程：2023年9月15日(金)～17日(日)

出張者：安武 真隆

出張先：中央大学茗荷谷キャンパス、日本大学駿河台キャンパス

5. 京都市内でのフィールドワークおよびイベント登壇

日程：2023年11月10日(金)～13日(月)

出張者：西山 溪

出張先：京都市内

6. 京都市内での若者の政治参加に関するフィールドワークおよび第63回公開講座への参加

日程：2024年2月9日(金)～11日(日)

出張者：西山 溪

出張先：京都市内、関西大学千里山キャンパス 児島惟謙館

外国出張の記録

1. The Association for Asian Studies 2024 Annual Conference への参加

日程：2024年3月13日(水)～18日(月)

出張者：梶原 晶

出張先：アメリカ（シアトルコンベンションセンター、シェラトン・シアトル）

関連論文その他

●西山 真司

論文

「私たちは言葉がなくても共存できるのか」『Trans/Actions』第8号、2023年11月、70～119頁（査読なし）

●梶原 晶

論文

「日本における政治的消費行動の分析」自助・共助研究班『日本政治と自助・共助・公助』（関西大学経済・政治研究所研究双書第179冊）、2024年3月、133～148頁（査読なし）

●宋 財法

論文

「投票率40%という「防衛ライン」と投票率86%という「理想」——義務投票制導入を巡る有権者の態度——」自助・共助研究班『日本政



- 治と自助・共助・公助』(関西大学経済・政治研究所研究双書第179冊)、2024年3月、45~80頁(査読なし)
- 「行財政改革に対する支持態度と共同体への負担」『情報研究』第58号、2024年1月、1~13頁(査読なし)
- Uji, Azusa, Jaehyun Song, Nives Dolšak, and Aseem Prakash “Does partisanship shape public support for suspending U.S federal gas tax? A survey experiment” PLOS Climate, 2 (6), July 2023, <https://journals.plos.org/climate/article?id=10.1371/journal.pclm.0000163> (査読あり)
- Uji Azusa, Jaehyun Song, Nives Dolšak, and Aseem Prakash “Comparing public support for nuclear and wind energy in Washington State” PLOS ONE, 18(4), April 2023, <https://journals.plos.org/plosone/article?id=10.1371/journal.pone.0284208> (査読あり)
- 西山 溪  
論文  
“Deliberation in citizens’ assemblies with children” M. Reuchamps et al. (eds.), De Gruyter handbook of citizens’ assemblies, De Gruyter, May 2023, pp.169-181 (査読なし)
- 「哲学・子ども・政治」『フィルカル』8号3巻、2023年12月、272~286頁(査読なし)
- 論文(共著)
- Nishiyama Kei, Russell Wendy, Chalaye Pierrick, and Greenwell Tom “Facilitation of deliberation in the classroom: The interplay of facilitative technique and design to create a space for democracy.” Democracy & Education, Volume31, Issue 1, May 2023, <https://democracyeducationjournal.org/home/vol31/iss1/4/> (査読あり)
- 「探究の共同体における認知的不正義とファシリテーション」田中伸・豊田光世編『対話的教育論の探究』、東京大学出版会、2023年9月、113~138頁(査読なし)
- 翻訳  
永井玲衣、西山溪ほか訳『もし友だちがロボットだったら？哲学する教室のつくりかた』ピーター・ウォーラー、晶文社、2023年11月  
編集  
World Health Organization “Citizen engagement in evidence-informed policy-making”, WHO, February 2023, <https://iris.who.int/>

bitstream/handle/10665/376107/  
9789240081413-eng.pdf

※外部委員として編集に参加

## ●技術発展をめぐる刑事法の課題研究班

研究課題 技術発展をめぐる刑事法の課題

### 研究員と研究分担

主 幹	佐川 友佳子（法務研究科教授） 情報の越境性に関する刑法上の諸問題
研 究 員	葛原 力三（法学部教授） オンライン財産の刑法的保護
研 究 員	中島 洋樹（法務研究科教授） 個人情報収集と刑事手続上の問題
委嘱研究員	嘉門 優（立命館大学法学部教授） 性犯罪、ならびに、プライバシー保護をめぐる刑法的問題
委嘱研究員	山下 裕樹（國學院大學法学部准教授） 自動運転をめぐる刑法的課題

### 研究活動概要

対外的にも対面交流が可能となり、外国出張も実現するなど、過去2年、コロナによって変更を余儀なくされた当初の研究計画につき、ある程度遅れを取り戻すことができた1年であった。また、各メンバーの過去2年間の研究成果を踏まえ、研究叢書が完成した。

### 研究所行事の記録

1. 2023年9月30日(土)  
第79回 総合研究会 【参加者14名】  
山下 裕樹「2022年改正道路交通法とその問題」
2. 2024年2月26日(月)  
第64回 公開講座 【参加者21名】  
アン・スギル（韓国明知大学法学部

教授）「韓国における贈収賄」

3. 2024年3月9日(土)  
第80回 総合研究会 【参加者13名】  
中島 洋樹「電磁的記録に係る証拠の収集における法的問題」

### 研究会の記録

1. 2023年6月17日(土)  
技術発展をめぐる刑事法の課題研究班研究会 【参加者8名】  
樋笠 克士（多摩大学専任講師）
2. 2024年1月23日(火)  
技術発展をめぐる刑事法の課題研究班研究会 【参加者8名】  
内海 朋子（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）「ドイツにおける暗号資産：詐欺・没収・

日数罰金]

## 国内出張の記録

なし

## 外国出張の記録

### 1. 資料収集、シンポジウム参加および研究テーマに関する現地調査

日程：2024年2月19日(月)～28日(水)

出張者：山下 裕樹

出張先：ドイツ（ミュンヘン、アウグスブルク）

## 関連論文その他

### ●佐川 友佳子

論文

「近時の判例で学ぶ刑法・危険運転致死傷罪の幫助犯 [最決平成25. 4. 15]」『法学教室』520号、2024年1月、89～95頁（査読あり）

「サイバー犯罪をめぐる諸問題」技術発展をめぐる刑事法の課題研究班『技術革新と刑事法』（関西大学法学研究所研究叢書第70冊）、2024年3月、113～129頁（査読なし）

著書（共著）

井田良ほか著『刑法演習サブノート210問 [第2版]』弘文堂、2024年3月、171～176頁、195～198頁

翻訳

佐川友佳子＝仲道祐樹訳「規範の根拠づけと帰属：限縮的正犯行為概

念の基盤」ヨアヒム・レンツィコフスキー、『関西大学法学論集』第73巻4号、2023年5月、609～639頁

### ●葛原 力三

論文

“Eigentumsdelikte als Cyberkriminalität? Unterschlagung bei Onlinebanking? Der Begriff der Sachce, in: Ewa M. Guzik-Makaruk, Katarazyna Laskowska” Wojciech Filipkowski (hrsg.), Aktuelle Probleme des Strafrechts und Kriminologie, Liber Amicorum in Honour of Professor Emil Pływaczewski on the occasion of his 70th birthday 2023 Warszawa, August 2023, pp. 255-272（査読なし）

「オンラインの財産犯と財物概念」技術発展をめぐる刑事法の課題研究班『技術革新と刑事法』（関西大学法学研究所研究叢書第70冊）、2024年3月、1～35頁（査読なし）

### ●中島 洋樹

論文

「情報通信技術の発展における犯罪捜査の課題」技術発展をめぐる刑事法の課題研究班『技術革新と刑事法』（関西大学法学研究所研究叢書第70冊）、2024年3月、67～92頁（査読なし）

### ●嘉門 優

論文

「名誉概念の「通説」』『法学セミナ

一』821号、2023年5月、12～18頁  
(査読なし)

「刑法177条における暴行・脅迫」『判例時報 サブスク ロー・ジャーナル【重要判例を実務に活かせる＝判例再考】』、2023年7月(査読なし)

「性的姿態の撮影等罪の新設」『刑事法ジャーナル』第78号、2023年11月、49～57頁(査読なし)

「新しい性犯罪規定の解釈——「同意しない意思の形成等困難な状態」要件をめぐって」『季刊刑事弁護』117号、2024年1月、23～26頁(査読なし)

「ドイツにおける184条kの創設について——性的姿態等撮影罪の検討の一助として」技術発展をめぐる刑事法の課題研究班『技術革新と刑事法』(関西大学法学研究所研究叢書第70冊)、2024年3月、37～65頁(査読なし)

著書(共著)

井田良ほか著『刑法演習サブノート 210問 [第2版]』弘文堂、2024年3月、241頁～250頁

●山下 裕樹

論文

「自動運転に関する道路交通法の改正とその問題点」技術発展をめぐる刑事法の課題研究班『技術革新

と刑事法』(関西大学法学研究所研究叢書第70冊)、2024年3月、93～112頁(査読なし)

判例批評

「刑法65条2項における「身分のない者には通常の刑を科する」の意義」『新・判例解説 Watch』刑法 No. 200、2023年12月

「邸宅侵入、現住建造物等放火被告事件1件を含む複数の被告事件が併合審理された裁判員裁判において、建造物等以外放火被告事件では公共の危険の発生の有無が争われたのに対し、犯行現場の客観的状況や被告人の行為態様から公共の危険の発生が推認される上、燃焼実験結果に基づいて複数の延焼可能性が存在すると指摘する専門家証言は客観的な裏付けを伴う合理的な判断であるとして公共の危険の発生を認めた第一審の認定判断が、控訴審において是認された事例」『刑事法ジャーナル』第79号、2024年2月、254～259頁

報告等

“Verkehrsstrafrechtliche Probleme der automatisch gesteuerten fahrerlosen Fahrzeuge” 第10回漢陽大学・関西大学・コンスタンツ大学合同シンポジウム、2023年11月3日

## ●行政における法執行研究班

---

**研究課題** 行政における法執行——民事法・刑事法・行政法の接点

### 研究員と研究分担

主 幹	荒木 修（法学部教授）
	行政による規制と民事法・刑事法との関係
研 究 員	松代 剛枝（法学部教授）
	行政手続と刑事手続との交錯
研 究 員	水野 吉章（法学部教授）
	公営住宅法と借地借家法の協働
研 究 員	池田 愛（法学部准教授）
	行政法上の問題に関する民事手続の利用とその限界
委嘱研究員	四條 北斗（大阪経済大学経営学部准教授）
	間接罰による行政処分の実効性の付与、補助金等適正化法

### 研究活動概要

荒木は、公物管理に関して法律・条例による授権の範囲では必ずしも十分ではないと思われる場合への対応として民事法を根拠とする実力行使を認める方向の議論について検討した。不法占拠には色々なものがありうるが、それに対する実力行使として侵害の程度が軽微なもので済む場合が問題となってきたおり、特に占有や民法233条（2021年改正後）を根拠とする議論について、公物管理法制に見直しを迫るものがあることが分かったが、他方で、私人間における法的な規律とのズレが生じる場合の調整や、公物管理法制による授権の範囲の捉え方に問題が残ることが分かった。また、暴力団事務所

の排除に関して、市町村が条例を制定する場合の中止命令権限及びその罰則についても研究を進行している。

松代は、麻薬探知犬やエックス線による「非開封の荷物検査」を素材として、行政手続（税関検査等）と刑事手続（捜査）との交錯を意識しつつ、各荷物検査の適否の論理を探った。また、エックス線による荷物検査を「検証」とした平成21年判例（最決平成21年9月28日刑集63巻7号868頁）の論理は、電話検証に関する平成11年判例（平成11年12月16日刑集53巻9号1327頁）に由来することから、後者判例についても分析した。

水野は、明渡しに関する関連法規を整理して、公営住宅がセーフティーネ

ットたるように研究を行っている。公営住宅における使用関係は、一般法としての民法及び特別法としての公営住宅法の適用を受け、さらに、各自治体において、公営住宅条例及び公営住宅施行規則の適用も受ける。このように、関連規定の錯綜により、規律が不明確なものになっており、場合によっては不適当なものである可能性がある。特に、明渡しについての規律は、入居者の生存に関わるものであるから、深刻な問題を生じさせる。本年度は、公営住宅法の規定と自治体の公営住宅条例及び公営住宅条例施行規則（神戸市・大阪市）とを比較し、公営住宅法を各自治体がいかに修正しているのかについて、整理・検討した。

池田は、名誉毀損（誹謗中傷）被害に対する民事法領域における法的救済手段の模索を行った。名誉毀損被害に対しては、行政法領域における救済（たとえば、人権侵害・ヘイトスピーチに対する行政による救済として、各自治体の相談窓口や法務省人権相談窓口への相談のほか、条例に基づく救済措置が挙げられる）、刑事法領域における刑罰（名誉毀損罪・刑法230条）、および民事法領域における救済手段としての損害賠償（民法709条、710条）や名誉回復処分（民法723条）等様々なものが考えられるところ、本研究では、特に実効性が期待できる救済手段として、

「名誉毀損（誹謗中傷）に基づく侵害行為差止仮処分」とその執行（保全執行）としての「間接強制」に着目し、そのあり方につき検討を行った。その成果は論文として公表した。

四條は、ストーキング規制の在り方に関して、ストーカー規制法や迷惑防止条例による行政規制と刑事規制の関係性およびストーカー規制法の要件の明確性について研究を行った。ストーカー規制法の2021年改正により、間接罰による刑事規制のある禁止命令等が公示送達によって可能になり、位置情報無承諾取得等の具体的な行為態様については政令に委ねられることになった。現在、これらの点について、罪刑法定主義の観点からの研究を進めている。また、これとは別に、高齢者や障害者等の社会的弱者が財産被害にあった場合の財産的被害回復制度の課題についても研究を行った。その成果については、近日公表される予定である。

## 研究所行事の記録

### 1. 2023年9月30日(土)

第79回総合研究会 【参加者14名】

荒木 修「道路の管理における行政法と民事法との関係」

### 2. 2024年3月9日(土)

第80回総合研究会 【参加者13名】

四條 北斗「ストーカー規制法における『恋愛感情等充足目的』の要

件について」

品整理」

## 研究会の記録

1. 2023年4月12日(水)  
第1回研究会（オンライン）  
研究員の打合せ  
荒木 修「浦安町鉄杭撤去事件・最  
判平成3年3月8日の再検討」
2. 2023年6月10日(土)  
第2回研究会（オンライン）  
荒木 修「判例研究 最判平成18年  
2月21日民集60巻2号508頁」
3. 2023年7月7日(金)  
第3回研究会（オンライン）  
池田 愛「誹謗中傷（名誉毀損）に  
基づく侵害行為差止めの仮処分と  
その執行（間接強制）の可否」
4. 2023年12月7日(木)  
第4回研究会（オンライン）  
四條 北斗「犯罪被害者に対する経  
済的補償制度の現状と課題——高  
齢者、障害者および親を亡くした  
子どもに対する財産侵害をめぐっ  
て——」
5. 2023年12月27日(水)  
第5回研究会  
藤島 光雄（大阪経済法科大学）・岩  
本 慶則（八尾市）「公営住宅の遺

## 国内出張の記録

なし

## 外国出張の記録

なし

## 関連論文その他

- 松代 剛枝  
論文  
「アメリカにおける非開封の荷物検査  
——麻薬探知犬のバイナリー論を  
手がかりとして」『法学』第87巻4  
号、2024年3月、139～155頁（査  
読あり）  
「電話検証」大澤裕＝川出敏裕編『刑  
事訴訟法判例百選〔第11版〕』有斐  
閣、2024年3月、72～73頁（査読  
なし）
- 池田 愛  
論文  
「名誉毀損（誹謗中傷）に基づく侵害  
行為差止仮処分とその執行として  
の間接強制について」『関西大学法  
学論集』第73巻第4号、2023年11  
月、1～40頁（査読なし）



## ●商行為総則・各則規定研究班

**研究課題** 商行為総則・各則規定の合理性に関する研究

### 研究員と研究分担

主 幹	原 弘明（法学部教授） 全体のとりまとめのほか、商法研究者として研究テーマについて商法学の立場の調査・検討
研 究 員	笹本 幸祐（法学部教授） 商法学の立場の調査・検討
研 究 員	馬場 圭太（法学部教授） 民法学の立場の調査・検討
研 究 員	村田 大樹（法学部教授） 民法学の立場の調査・検討
委嘱研究員	南 健悟（日本大学法学部教授） 商法学の立場の調査・検討

### 研究活動概要

主幹の原は、研究叢書の取りまとめに加え、同書に現行商法が商行為主義を採用した過程とその後の学説の動向に関する論説を執筆した。また、平成26年改正で導入された許害事業譲渡と、当該規定との関係が論点化している商号続用法理に関する近時の裁判例の分析を行った。

研究員の笹本は、全国の各大学で開講されている商法総則・商行為法にかかる講義の状況と、当該講義で用いられている教科書類の内容比較を行うことで、平成29年民法改正、平成30年商法改正後の当該分野の教育のあり方について網羅的な検討を行った。

研究員の馬場は、消費者契約におけるデジタルコンテンツの契約適合性およびフランス法における契約の特種化論の研究を進めるとともに、これらの研究を契機として、民事契約・消費者契約・商事契約を包含しうる共通理論枠組みの可能性を検討し、研究叢書においてその成果の一部を公表した。研究員の村田は、報酬請求権にかかる商法512条を素材として、特に各論的發展の著しい不動産媒介契約に焦点をあて、民商各分野における議論状況の異同を意識しつつ、裁判例・ドイツ法を検討し、あるべき解釈論の提言を行った。

研究員の南は、民法改正において規

定された定型約款規定の各論的考察として、鉄道運送契約における旅客営業規則にスポットライトをあて、鉄道営業法3条と定型約款規定の関係性について考察を深めた。

## 研究所行事の記録

### 1. 2023年9月30日(土)

第79回 総合研究会 【参加者14名】

南 健悟「旅客運送契約と民法との関係——旅客運送人の債務の内容・運送約款と定型約款規定」

### 2. 2024年3月9日(土)

第80回 総合研究会 【参加者13名】

馬場 圭太「民事契約・商事契約・消費者契約の位置づけと「契約の特種化」論」

## 研究会の記録

順次メール持ち回り等で研究会を行った。

## 国内出張の記録

なし

## 外国出張の記録

なし

## 関連論文その他

### ●原 弘明

論文

「詐欺事業譲渡・商号続用法理にか

かる裁判例の動向：『濫用的会社分割』補遺』『関西大学法学論集』第73巻 第2号、2023年7月、213～221頁（査読なし）

「現行商法における商行為主義の採用と学説の評価」商行為総則・各則規定研究班『商法総則・商行為法の現代における諸相』（関西大学法学研究所研究叢書第68冊）、2024年1月、123～144頁（査読なし）

### ●笹本 幸祐

論文

「大学教育における商法総則・商行為法の講義の現状と今後について」商行為総則・各則規定研究班『商法総則・商行為法の現代における諸相』（関西大学法学研究所研究叢書第68冊）、2024年1月、1～99頁（査読なし）

### ●馬場 圭太

論文

「物品売買契約、デジタルコンテンツ及びデジタルサービス供給契約における契約適合性——物品、デジタルコンテンツ及びデジタルサービスのための法定適合性保証に関する2021年9月29日のオールドナンス第1247号」『日仏法学』32号、2023年10月、188～191頁（査読なし）

「民事契約・商事契約・消費者契約の

位置づけに関する覚書——フランス法における契約の特種化論を参考として——」商行為総則・各則規定研究班『商法総則・商行為法の現代における諸相』（関西大学法学研究所研究叢書第68冊）、2024年1月、101～122頁（査読なし）

#### 翻訳

「フランス消費法におけるデジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約」クレール＝マリー・バグリオン＝ジカ『ノモス』52号、2023年6月、119～131頁

#### 判例評釈

「予備校の受講規約に定める教材の譲渡禁止条項および違約金条項の有効性」『新・判例解説 Watch』Vol.34、2024年3月、79～82頁

#### その他

「〔企画趣旨〕日仏民法セミナー「各種契約の特別法：専門化する契約法」」『ノモス』52号、2023年6月、93頁

#### ●村田 大樹

#### 論文

「不動産媒介契約における報酬確定のための契約解釈と商法512条

——売買契約の解除および条件付売買契約の場合について——」商行為総則・各則規定研究班『商法総則・商行為法の現代における諸相』（関西大学法学研究所研究叢書第68冊）、2024年1月、185～228頁（査読なし）

#### 著書（共著）

渡邊力編『民法入門ノート〔第2版〕』法律文化社、2024年3月、56～63頁、84～99頁（トピック28～31、42～49を担当）

#### 判例評釈

「263 708条の『給付』の意義（1）——未登記建物の引渡し」松本恒雄＝潮見佳男＝松井和彦編『判例プラクティス民法Ⅱ債権〔第2版〕』信山社、2023年9月、172頁

#### ●南 健悟

#### 論文

「鉄道運送における旅客営業規則と民法上の定型約款規定」商行為総則・各則規定研究班『商法総則・商行為法の現代における諸相』（関西大学法学研究所研究叢書第68冊）、2024年1月、145～183頁（査読なし）



# ノモス執筆要領

平成16年 4月21日制定  
平成16年12月18日改正  
2020年 3月31日改正  
2021年 2月16日改正  
2023年11月22日改正

## 1 原稿体裁

### (1) 論説

目次は原則として付さない。

横書き、脚注方式

目安として下限を12,000字程度とする

### (2) 資料、研究ノート、書評・紹介、翻訳

横書き脚注方式

### (3) 研究行事概要報告

1500字以内

横書き二段組 注なし

次の項目は必ず記載のこと

- 行事種別（シンポジウム、公開講座、特別研究会、総合研究会）
- 開催日、場所
- テーマ、演題
- 講師、コメンテーターその他のメンバー
- 参加者数

### (4) 研究活動報告

横書き二段組 注なし

次の項目は必ず記載のこと

- 研究班名
- 研究課題
- 研究員の所属および研究テーマ
- 研究活動概要（含進捗状況）
- 研究会その他の研究活動の記録

## 2 抜刷

30部を原則とする。追加を希望する場合は実費を徴収する。

## 3 校正

執筆者の責任において行う。

## 4 著作権

「ノモス」に掲載された原稿の著作権は執筆者が有する。ただし、原稿の二次利用としての電子化については投稿の際に執筆者が法学研究所にこれを許諾する。

翻訳の投稿については、原著者に複製および電子化公開にかかる許諾を得ていることの確約書となるものを原稿と同時に提出すること。

## 5 原稿締切および提出先

6月号 原稿締切 3月31日

12月号 原稿締切 9月30日

関西大学法学研究所

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35

TEL 06-6368-0329 / FAX 06-6339-7721

E-mail : hogakuken@ml.kandai.jp

# ノモス編集要項

平成16年 4月21日制定  
平成16年12月18日改正  
2020年 3月31日改正  
2021年 2月16日改正  
2023年11月22日改正  
2024年 2月28日改正

## 1 趣旨

この要項は、関西大学法学研究所の成果物であるノモスの編集および発行について必要な事項を定める。

## 2 掲載対象記事

### (1) 論説

- ア 必須とする。論説のない場合は発行しない。
- イ 各研究行事の講演原稿等を独立した論説の体裁にしたものを含む。
- ウ 使用言語が外国語の場合、原語のままの掲載も可能とする。この場合、翻訳の同時掲載も妨げないが、(5)翻訳として扱うものとする。

### (2) 資料

### (3) 研究ノート

### (4) 書評・紹介

### (5) 翻訳

### (6) 行事記録

### (7) 各研究行事概要報告

### (8) 各研究班活動報告

## 3 投稿資格

- (1) 法学研究所研究員
- (2) 法学研究所より原稿執筆を依頼された者
- (3) その他、編集委員会が投稿を許可した者

#### 4 掲載条件

(1) 論説

未発表のものであることを条件とする。

投稿された論文の掲載の可否は査読を経て決定する。

(2) 資料、研究ノート、書評・紹介、翻訳

未発表のものであることを条件とする。

翻訳の投稿については、原著者に複製および電子化公開にかかる許諾を得ていることの確約書となるものを、原稿と同時に提出すること。

(3) 各研究行事概要報告

掲載することを各研究行事の開催責任者の義務とする。

(4) 各研究班活動報告

前年度の研究活動について、年1回（6月号）の掲載を義務づける。

#### 5 レイアウト

(1) A5版

(2) 論説、資料、研究ノート、書評・紹介、翻訳は横組脚注方式

(3) 各種報告書は横2段組

#### 6 発行月

発行月は毎年6月と12月とする。

#### 7 原稿料

法学研究所として執筆を依頼した原稿については、原稿料を支払う。原稿料の額については別途これを定める。

#### 8 電子化による公開

ノモスに掲載された論説、資料、研究ノート、書評・紹介、翻訳については、関西大学学術リポジトリに登録することを許諾したものとする。

#### 9 その他

その他必要な事項は編集委員会に諮り定める。

以上